

保育士修学資金貸付の 手引き及び様式集

令和4年4月

社会福祉法人 三重県社会福祉協議会

目 次

1 保育士修学資金貸付事業の概要	1
2 修学資金貸付の流れ	3
3 申請から交付までの手続き	5
4 貸付決定後、変更等があった場合の手続き	6
5 卒業後の手続き	7
6 指定業務に従事中の手続き	7
7 修学資金の返還	8
8 修学資金の返還免除	8
9 修学資金の返還猶予	9
○保育士修学資金貸付規程等に基づく提出書類一覧	10
○世帯の所得等に関する調書（第12号様式）の記入方法	12
○世帯の所得等に関する調書に付属する各種証明書類	15
○三重県社会福祉協議会保育士修学資金貸付事業実施要綱	16
○三重県社会福祉協議会保育士修学資金貸付規程	21
○三重県社会福祉協議会保育士修学資金貸付規程施行細則	24
○様式集	29

1 保育士修学資金貸付事業の概要

この保育士修学資金（以下「修学資金」という。）は、指定保育士養成施設（以下「養成施設」という。）に在学し、保育士資格の取得を目指し、将来、三重県内の保育所や認定こども園等（20頁別表1に定める施設。以下「保育所等」という。）において、保育士として働こうとしている者で、経済的理由により修学が困難な者に対して必要な資金を貸し付け、修学を支援するとともに、三重県内の保育士確保及び質の向上を図ることを目的としています。

(1) 貸付概要

①貸付対象者（次のいずれにも該当する者）

- (1) 三重県内の養成施設に在学（令和4年度入学）している者、又は県外の養成施設に在学（令和4年度入学）している者であって原則として三重県内に住民票を有する者
- (2) 経済的理由により修学が困難であると認められる者
（世帯収入が1,000万円以下を目安とする。）
- (3) 将来、三重県内の保育所等で、原則、正規雇用の保育士として勤務しようとする者
※日本学生支援機構の奨学金制度（高等教育の修学支援新制度の授業料等免除を受ける方はその差額）や、三重県社会福祉協議会（以下「本会」という。）の生活福祉資金制度（一部除く）については併給することができます。

②募集人数 20名程度

③貸付金額

貸付額は、月額50,000円以内とします。（交付は年2回に分けて行います。）

④貸付期間

貸付期間は、養成施設に在学する期間となります。（上限2年間）

⑤貸付方法

貸付契約後、修学資金は年2回（初年度8月、10月・次年度4月、10月）に分けて本人指定の口座（借受人名義）に振り込みます。

⑥貸付金の返還

- ・資金貸付の目的を達成する見込みがなくなった場合等。
- ・養成施設を卒業後、1年以内に保育士として登録をせず、又は三重県内の保育所等に勤務しない場合。
- ・三重県内の保育所等を退職後、1ヶ月の間に再度、三重県内の保育所等において児童の保護等

に従事する業務（以下「指定業務」という。）に従事しない場合等。

⑦貸付金の返還免除

- ・養成施設を卒業後、1年以内に保育士として登録し、三重県内又は被災県の保育所等で5年間もしくは三重県内の過疎地域で3年間、指定業務に従事した場合。
- ・指定業務に従事する期間中に、業務上の理由により死亡した場合等。

⑧貸付金の返還猶予

- ・貸付契約を解除された後も、養成施設に在学している場合。
- ・三重県内の保育所等で保育士の仕事に従事しているとき。
- ・災害、疾病、負傷、その他やむを得ない理由（大学等〔養成施設を除く〕に在学し、又は在校している場合・産前産後休業又は育児休業中の場合・その他あらかじめ本会会長が承認したもの）がある場合。

⑨貸付利子

- ・貸付利子は、無利子です。
- ・定められた期日までに正当な理由がなく返還がされない場合は、返還すべき日の翌日から返還日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収します。

⑩連帯保証人

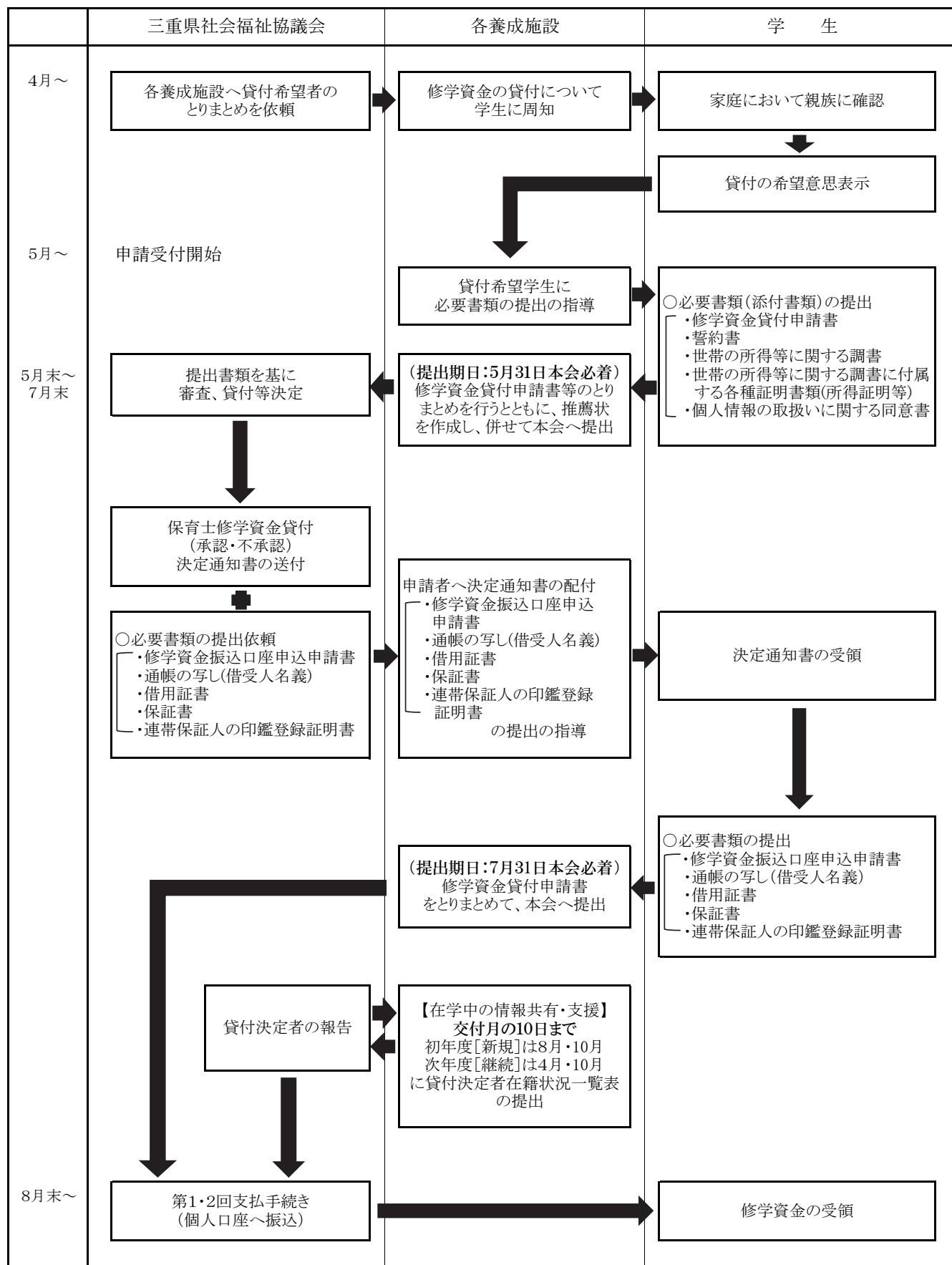
申請には連帯保証人が必要となります。貸付希望者が未成年の場合、連帯保証人は法定代理人とし、連帯保証人は、貸付を受ける者が貸付金の返還を行わない場合は、その債務を負担していただきます。

（2）貸付申請

修学資金貸付を受けようとする者は、養成施設の指定した日までに必要書類を養成施設に提供してください。

養成施設は、推薦状を添えて5月31日までに三重県社会福祉協議会に提出してください。

2 修学資金貸付の流れ



※提出書類についての詳細は、10頁・11頁の「保育士修学資金貸付規程等に基づく提出書類一覧」を参照下さい。

	三重県社会福祉協議会	各養成施設	学 生
2月～	債 権 管 理	卒業する借受人に対し、卒業後の提出物や手続き等の指導	○卒業後、必要書類を本会へ提出 [・卒業届 ・卒業証書の写し ・返還裁量猶予申請書 ・指定業務従事届]
6月～	債 権 管 理		○必要書類を本会へ提出 [・保育士登録届 ・保育士登録証の写し]

3 申請から交付までの手続き

修学資金の貸付申請

①「修学資金貸付申請書（第1号様式）」に必要事項を記入し、「誓約書（第3号様式）」、「世帯の所得等に関する調書（第12号様式）」、「世帯の所得等に関する調書に付属する各種証明書類（所得証明等）」、「個人情報の取扱いに関する同意書（第28号様式）」を併せて養成施設に提出して下さい。

※申請者が未成年の場合、「誓約書（第3号様式）」の連帯保証人は法定代理人とすること。また、連帯保証人は、原則として三重県内に住所を有し、かつ、一定の資力のある者とする。

②養成施設で申請書類のとりまとめを行い、「推薦状（第2号様式）」を作成し、申請受付期間内に本会に提出して下さい。

貸付審査 承認・不承認決定

③申請書類を基に書類審査を行い、貸付の承認・不承認を決定します。

④審査の結果は、「保育士修学資金貸付（承認・不承認）決定通知書」により、本会から養成施設を経由し、申請者に通知します。

貸付決定

⑤養成施設を通じて、貸付決定者へ「修学資金振込口座申込・変更申請書（第13号様式）」、「修学資金借用証書（第5号様式）」、「保証書（第10号様式）」を送付します。

⑥貸付決定者から提出された申請書類は養成施設でとりまとめを行い、**7月31日**までに「修学資金振込口座申込・変更申請書（第13号様式）」、「通帳（借受人名義）の写し」、「修学資金借用証書（第5号様式）」、「保証書（第10号様式）」、「連帯保証人の印鑑登録証明書」を本会へ提出します。

貸付決定後

⑦養成施設は、年2回、各修学資金交付月の10日までに「貸付決定者在籍状況一覧表（第14号様式）」を本会へ提出して下さい。

⑧貸付契約後、修学資金は年2回（初年度8月、10月・次年度4月、10月）に分けて本人指定の口座（借受人名義）に振り込みを行います。

4 貸付決定後、変更等があった場合の手続き

(1) 休学・停学・留年又は復学する場合

養成施設を休学・停学したときは、「保育士養成施設休学・停学届（第19号様式）」を、留年したときは、「保育士養成施設留年届（第20号様式）」、「在学証明書」を本会へ提出して下さい。復学した場合は、「保育士養成施設復学届（第21号様式）」、「在学証明書」を復学後、本会へ提出して下さい。

(2) 退学・退校する場合

「保育士養成施設退学・退校届（第18号様式）」、「修学資金返還明細書（第4号様式）」を退学・退校後20日以内に本会へ提出して下さい。

(3) 修学資金の貸付けを辞退する場合

貸付けを辞退する場合は、「修学資金辞退届（第22号様式）」を本会へ提出して下さい。

(4) 住所・氏名を変更した場合

「住所・氏名変更届（第17号様式）」を、本会へ提出して下さい。

(5) 連帯保証人の氏名、住所等が変更になった場合

「連帯保証人届出事項変更届（第11号様式）」を、本会へ提出して下さい。

(6) 連帯保証人死亡等により保証人を変更する場合

「保証書（第10号様式）」、「連帯保証人の印鑑登録証明書」を、本会へ提出して下さい。

(7) 借受人が死亡した場合

「借受人死亡届（第27号様式）」、「死亡の事実を証明する書面」、「修学資金返還明細書（第4号様式）」を、本会へ提出して下さい。

(8) 修学資金振込口座を変更した場合

「修学資金振込口座申込・変更申請書（第13号様式）」を、本会へ提出して下さい。

※詳しくは、10頁・11頁の「保育士修学資金貸付規程等に基づく提出書類一覧」を参照下さい。

※（3）の理由により修学資金の貸付契約を解除し、修学資金が取り消された後も引き続き養成施設に在学している期間は、修学資金の返還を猶予できますので、詳しくは9頁の「9 修学資金の返還猶予」を参照し、必要な手続きを行って下さい。

5 卒業後の手続き

(1) 卒業した時の手続き

借受人は、卒業後に「保育士養成施設卒業届（第23号様式）」、「卒業証書の写し」を本会へ提出して下さい。指定業務に従事することができないが、卒業後1年以内に指定業務に従事する意思がある場合は、「指定業務従事延期届（第25号様式）」を本会へ提出して下さい。

また、卒業後、保育士登録を受けたときは、「保育士登録届（第24号様式）」、「保育士証の写し」を本会へ提出して下さい。

(2) 卒業後の手続き等

- ・指定業務に従事する者が必要な手続き

⇒指定業務の従事中に必要な手続きについては、7頁の「6 指定業務に従事中の手続き」を参照下さい。また、場合によっては修学資金の返還が全額免除されますので、8頁の「8 修学資金の返還免除」を参照下さい。

- ・それ以外の者が必要な手続き

⇒貸付けた修学資金を返還していただきます。詳しくは、8頁の「7 修学資金の返還」及び「8 修学資金の返還免除」、9頁の「9 修学資金の返還猶予」を参照いただき、手続きを進めて下さい。

6 指定業務に従事中の手続き

(1) 指定業務に従事開始したとき、又は免除を受けるまで引き続き従事しているとき

「指定業務従事届（第16号様式）」を本会へ提出して下さい。

(2) 指定業務従事施設を退職したとき

「指定業務従事施設退職届（第26号様式）」を退職後、本会へ提出して下さい。

※三重県内の保育所等を退職後、1ヶ月以内に再度指定業務に従事しない場合は、返還対象となります。返還については、8頁の「7 修学資金の返還」を参照下さい。

(3) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない理由（大学等〔養成施設を除く〕に在学し、又は在校している場合・産前産後休業又は育児休業中の場合・その他あらかじめ本会会長が承認したもの）により、保育士として指定業務に従事できていなかったが、それらの理由がなくなり、保育士として指定業務に従事し始めたとき

「指定業務従事届（第16号様式）」に従事開始後、本会へ提出して下さい。

(4) 指定業務に従事後退職し、再度指定業務に1ヶ月以内に従事し始めたとき

「指定業務従事届（第16号様式）」に従事開始後、本会へ提出して下さい。

7 修学資金の返還

借受人は、次の理由に該当する場合は、修学資金を返還しなければなりませんので、「修学資金返還明細書（第4号様式）」を返還理由が生じた日から起算して20日以内に本会へ提出して下さい。（期日までに返還できない場合は延滞金が発生します。）

（1）返還が必要な場合

- ・借受人が資金貸付の目的を達成する見込みがなくなつたと認められる場合等、修学資金の貸付契約が解除されたとき。
- ・養成施設を卒業した日から1年以内に保育士の登録をせず、又は県内の保育所等において勤務しなかったとき。
- ・三重県内の保育所等を退職後、1ヶ月の間に再度指定業務に従事しない場合等。

（2）返還の方法等

- ・返還方法は、月賦又は半年賦の方法によるものとします。
- ・返済額の上限は、月賦の場合は5万円、半年賦の場合は30万円とします。
- ・返還期間は、返還事由が生じた日の属する月の翌月から貸付期間の2倍までとします。（返還債務の履行が猶予された場合は、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とします。）

8 修学資金の返還免除

（1）返還債務の当然免除

借受人は、次の理由に該当するときは返還債務の免除を受けることができますので、「修学資金返還当然免除申請書（第6号様式）」を以下の書類と併せて本会へ提出して下さい。

- ①卒業後1年以内に保育士として登録し、三重県内（国立児童自立支援施設等においては全国区域）又は被災県（岩手県・宮城県・福島県・熊本県）で指定業務に5年間、もしくは過疎地域において指定業務に従事した場合は3年間従事した場合

⇒「指定業務従事期間証明書（第15号様式）」、「保育士証の写し」を添付して下さい。

※災害、疾病、負傷、その他やむを得ない理由（大学等〔養成施設を除く〕に在学し、又は在校している場合・産前産後休業又は産前産後休業中の場合・その他あらかじめ本会会長が承認したもの）により業務に従事できなかった場合は、引き続き業務に従事しているものとみなします。（但し、業務従事期間には含まれません。）

※従事する事業所の人事異動等により、本人の意思によらず、県外の事業所で従事した期間は、業務従事期間に含まれます。

- ②①に規定する業務に従事する期間中に、業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため、業務を継続することができなくなった場合

⇒「死亡診断書等の写し」又は「医師の診断書等」を添付して下さい。

(2) 返還債務の裁量免除

借受人は、次の理由に該当するときは返還の債務を以下の範囲内で免除を受けることができますので、「修学資金返還裁量免除申請書（第7号様式）」を以下の書類と併せて本会へ提出して下さい。

①指定業務外上の理由により死亡し、又は指定業務外に起因する心身の故障のため、業務を継続することができなくなったとき

→返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。）の全部又は一部を免除します。

⇒「死亡診断書等の写し」又は「医師の診断書等」を添付して下さい。

②長期間所在不明となっている場合等、修学資金を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき

→返還の債務の額の全部又は一部を免除します。

③県内において2年以上保育所等で保育士の仕事に従事したとき

→返還の債務の額の一部を免除します。

⇒「指定業務従事期間証明書（第15号様式）」、「保育士証の写し」を添付して下さい。

9 修学資金の返還猶予

(1) 返還債務の当然猶予

借受人が、修学資金の貸付契約を解除された後も引き続き養成施設に在学している期間は、修学資金返還の債務の履行を猶予できますので、「修学資金返還当然猶予申請書（第8号様式）」、「養成施設の在学証明書」を本会へ提出して下さい。

(2) 返還債務の裁量猶予

借受人は、次の理由に該当するときはその理由が継続している期間、履行期限の到来していない修学資金の返還債務の履行を猶予できますので、「修学資金返還裁量猶予申請書（第9号様式）」を以下の書類と併せて本会へ提出して下さい。

①県内において保育所等で保育士の仕事に従事しているとき

⇒「指定業務従事届（第16号様式）」を添付して下さい。

②災害、疾病、負傷、その他やむを得ない理由（大学等〔養成施設を除く〕に在学し、又は在校している場合・産前産後休業又は育児休業中の場合・その他あらかじめ本会会長が承認したもの）があるとき

⇒「医師の診断書等（災害、疾病、負傷の場合）」、「大学等の在学証明書（養成施設以外の大学等に在学し、又は在校している場合）」、「産休・育休中であることを証する書面（産休・育休中の場合）」を添付して下さい。

保育士修学資金貸付規程等に基づく提出書類一覧

1 養成施設在学中に提出するもの

提出する時	提出書類	様式等	提出時期
貸付を受けようとするとき	修学資金貸付申請書	第1号様式	養成施設でとりまとめ後、 5月31日本会必着
	誓約書	第3号様式	
	世帯の所得等に関する調書	第12号様式	
	調書に付属する各種証明書類(所得証明等)		
	個人情報の取扱いに関する同意書	第28号様式	
	養成施設の長の推薦状	第2号様式	
貸付が決定したとき	修学資金振込口座申込・変更申請書	第13号様式	養成施設でとりまとめ後、 7月31日本会必着
	通帳の写し(借受人名義)		
	修学資金借用証書	第5号様式	
	保証書	第10号様式	
	連帯保証人の印鑑登録証明書		
修学資金が交付されるとき (※養成施設にて作成)	貸付決定者在籍状況一覧表	第14号様式	年2回、交付月の10日まで 初年度[新規] 8月、10月 次年度[継続] 4月、10月

2 貸付決定後、変更がある場合等に提出するもの

休学・停学したとき	保育士養成施設休学・停学届	第19号様式	休学・停学後、直ちに
留年したとき	保育士養成施設留年届	第20号様式	留年後、直ちに
	在学証明書		
復学したとき	保育士養成施設復学届	第21号様式	復学後、直ちに
	在学証明書		
退学・退校したとき	保育士養成施設退学・退校届	第18号様式	退学・退校後20日以内
	修学資金返還明細書	第4号様式	
修学資金の借受を辞退するとき	修学資金辞退届	第22号様式	直ちに
住所、氏名を変更したとき	住所・氏名変更届	第17号様式	変更後、直ちに
連帯保証人の氏名、住所等に変更があったとき	連帯保証人届出事項変更届	第11号様式	変更後、直ちに
連帯保証人死亡等により保証人を変更するとき	保証書	第10号様式	死亡等後、直ちに
	連帯保証人の印鑑登録証明書		
借受人が死亡したとき	借受人死亡届	第27号様式	死亡後、直ちに
	死亡の事実を証明する書面		
	修学資金返還明細書	第4号様式	20日以内に
修学資金振込口座を変更したとき	修学資金振込口座申込・変更申請書	第13号様式	変更後、速やかに

3 卒業時（後）に提出するもの

卒業したとき	保育士養成施設卒業届	第23号様式	4月15日まで
	卒業証書の写し		
	修学資金返還裁量猶予申請書	第9号様式	
	指定業務従事届	第16号様式	
保育士の登録を受けたとき	保育士登録届	第24号様式	保育士登録後、直ちに
	保育士証の写し		
指定業務に従事することができないが、卒業後1年以内に指定業務に従事する意思があるとき	保育士養成施設卒業届	第23号様式	直ちに
	卒業証書の写し		
	指定業務従事延期届	第25号様式	

4 指定業務に従事中に提出するもの

指定業務に従事開始したとき、又は免除を受けるまで引き続き従事しているとき	指定業務従事届	第16号様式	毎年4月15日まで
住所、氏名を変更したとき	住所・氏名変更届	第17号様式	変更後、直ちに
退職したとき	指定業務従事施設退職届	第26号様式	退職後、直ちに
病気、負傷、大学等に在学、産前産後休業、育児休業等の理由により、指定業務に従事していなかったが、それらの理由がなくなった日から起算して1年以内に保育士として指定業務に従事し始めたとき	指定業務従事届	第16号様式	従事開始後、直ちに
指定業務に従事後退職し、再度指定業務に従事し始めたとき			

5 修学資金を返還する場合に提出するもの

返還するとき	修学資金返還明細書	第4号様式	返還理由が生じた日(返還裁量免除申請者は決定通知日)から起算して20日以内
--------	-----------	-------	---------------------------------------

6 修学資金を返還免除する場合に提出するもの

卒業後1年以内に保育士として登録し、三重県内(国立児童自立支援施設等においては全国区域)及び被災県(岩手県・宮城県・福島県・熊本県)で指定業務に5年間、又は過疎地域において指定業務に従事した場合は3年間従事したとき	修学資金返還当然免除申請書	第6号様式	直ちに
	保育士証の写し		
	指定業務従事期間証明書	第15号様式	
上記の業務に従事する期間中に、業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため、業務を継続することができなくなったとき	修学資金返還当然免除申請書	第6号様式	速やかに
	死亡診断書等の写し (指定業務上の理由により死亡した場合)		
	医師の診断書等 (指定業務に起因する心身の故障の場合)		
指定業務外上の理由により死亡し、又は指定業務外に起因する心身の故障のため、業務を継続することができなくなったとき	修学資金返還裁量免除申請書	第7号様式	速やかに
	死亡診断書等の写し (指定業務外上の理由により死亡した場合)		
	医師の診断書等 (指定業務外に起因する心身の故障の場合)		
長期間所在不明となっているとき	修学資金返還裁量免除申請書	第7号様式	速やかに
三重県内において2年以上指定業務に従事したとき	修学資金返還裁量免除申請書	第7号様式	直ちに
	保育士証の写し		
	指定業務従事期間証明書	第15号様式	

7 修学資金を返還猶予する場合に提出するもの

修学資金の貸付契約解除後も、引き続き養成施設に在学しているとき	修学資金返還当然猶予申請書	第8号様式	速やかに
	養成施設の在学証明書		
三重県内において指定業務に従事しているとき	修学資金返還裁量猶予申請書	第9号様式	速やかに
	指定業務従事届	第16号様式	
災害、疾病、負傷、その他やむを得ない理由があるとき	修学資金返還裁量猶予申請書	第9号様式	速やかに
	医師の診断書等 (災害、疾病、負傷の場合)		
	大学等の在学証明書 (大学等に在学し・在校している場合)		
	産休・育休中であることを証する書面 (産休・育休中の場合)		

「世帯の所得等に関する調書（第 1 2 号様式）」の記入方法

1 「同一生計世帯の家族構成」

- (1) この調書は、同居・別居に関わらず、同一生計の者を全員記入して下さい。

なお、同居者でも別生計の家族がいる場合は記入の必要はありません。

※所得のない者でも必要経費の対象となりますので必ず記入下さい。

- (2) 同一生計の家族で就学中の者は、B 欄に記入して下さい。

※児童手当を受給している場合は、児童手当支払通知書のコピー又は支給証明書等のコピーを添付して下さい。

- (3) 同一生計であるかどうかの判断は、申請時現在の生計状況を基準に判断して下さい。

- (4) 申請者本人についても、A 欄に記入して下さい。[本年は退職している等の理由があれば（8）の指示に従って下さい]

- (5) 単身世帯の場合は、同一生計の有無にかかわらず、必ず父・母の欄を記入して下さい。

- (6) A 欄に記入した者すべての『前年の所得証明書又は所得課税証明書（各市町で発行）』を添付して下さい。併せて他の収入がある場合は、1 5 頁の「世帯の所得等に関する調書に付属する各種証明書類について」を参照いただき、該当する書類を全て提出して下さい。

※ただし、1 8 歳未満の方については提出の必要はありません。

- (7) 単身世帯の所得算定にあたっては、原則、父母の所得を合算します。

父母から支援が得られない等、特別な理由がある場合は、「特別事情」欄に○を記入し、調書裏面の「調書その 2」に具体的な事情を記入して下さい。

※この場合、記載内容を証明できる書類等を添付して下さい。

- (8) 家計の算定にあたっては、原則「前年の所得額」を参考とします。

前年と本年の収入に大きな変動がある場合は、「収入減額」の欄に○を記入し、調書裏面の「調書その 2」に具体的な事情を記入して下さい。

- (9) 所得に変動がある場合の「本年度収入見込額」の記入にあたっては、給与所得の場合は「支払金額」（控除を受けていない額）を、給与所得以外の場合は収入額から必要経費を差し引いた後の「所得額」を記入して下さい。

※この場合、本年の年間収入（見込）金額を証明する書類（就業先の支払見込み証明書等）を添付して下さい。

- (1 0) 上記の年間収入（見込）金額の証明を得るのが難しい場合は、直近 3 か月の支払明細書（写）等を添付し、給与所得の場合は 1 5 か月分、パート勤務又は給与所得以外の場合は 1 2 か月分を算定し、記入して下さい。

2 「特別控除事由の有無」

- (1) 『母子・父子世帯』とは、次のいずれかに該当するものとします。

ア 母又は父と 1 8 歳未満の子の世帯

イ 母又は父と18歳未満の子及び60歳以上で経済力のない祖父母の世帯

ウ 祖父母と18歳未満の子の世帯

エ 配偶者のいない兄弟と18歳未満の子（及び60歳以上で経済力のない祖父母）の世帯

※児童扶養手当を受給している場合は、児童扶養手当認定通知書のコピー又は児童扶養手当証書のコピーを添付して下さい。

※18歳以上であっても就学者（本人含む）等、経済力のない者は18歳未満として扱います。

※「経済力のない」とは、前年の所得金額が50万円以下の者をいいます。

(2)『障害のある人』とは、次のいずれかに該当する者とします。

ア 身体障害者福祉法第15条の4項の規定によって交付を受けた身体障害者手帳に身体障がいがある人として記載されている者

イ 戦傷病者特別援護法第4条の規定によって、戦傷病者手帳の交付を受けている者

ウ 身体障害者手帳又は戦傷病者手帳の交付を申請中の者

エ 身体障害者手帳又は戦傷病者手帳を所持しない者でも、「身体障害者福祉法別表」の範囲の、身体上の障がいがあることが明らかな者

オ 公害疾病の認定を受け、かつ、当該公害による身体上の障がいがある者

カ 原子爆弾による被爆者で身体の機能に障がいのある者

キ 心神喪失の常況にある者又は知的障害者と判定される者

ク 常に就床を要し複雑な介護を要する者

※備考欄には、障害の区分・等級または、疾病の名称、障がい等の状況等を記入して下さい。

※証拠書類として、『障害者手帳』、『戦傷病者手帳』等のコピーを添付して下さい。

(3)『長期療養者』とは、申請時現在において6か月以上にわたる期間、療養中の者又は療養が必要と認められる者とします。

原則、通院は対象となりません。ただし、退院後に通院している者や、通院で持病の治療を受けている者は、6か月以上（入院期間を含めて）通院し、経常的に支出がある場合のみ対象となります。

「年間所要経費」の欄には、「療養のため経常的に特別な支出をしている年間金額」を記入し、次の費用（健康保険等によって医療給付を受ける金額及び損害賠償等によって補填される金額を除く。）について、申請時までの支出金額を基礎として今後の療養見込期間を考慮し、年間の療養期間に見合った支出金額とします。

ア 医師又は歯科医師に対して支払う診療代又は治療代

イ 病院、診療所へ入院するため支出する費用（入院患者の食費を除く。）

ウ あんま師、はり師、きゅう師、柔道整復師等の治療を受けるために支出する費用

エ 看護人に対して支払う費用（看護人に対する賄い費を含む。）

オ 治療又は療養のために支出する医薬品代

カ 病院、診療所へ通院するために支出する交通費（必要不可欠と認められるものに限る。）

※証拠書類として、『医療機関等の領収書』のコピー等を添付して下さい。

(4)『主に家計を支える者が別居している世帯』の「年間所要経費」には、別居のため特別に支出している住居費、光熱・水道費、家具・家事用品購入費を記載して下さい。この項目は、父母の単身赴任等の場合に記入し、別居している家族（学生等）への送金は対象となりませんので注意して下さい。

(5)『災害・盗難等の被害を受けた世帯』とは、申請の前年から申請時まで被害を受けたために支出が増大したり収入が減少したりして、将来2年以上にわたり著しく困窮状態におかれると認められる場合に限ります。

また「支出・減収年額」には「将来的に支出が増又は収入減となると思われる年間金額」で、次の費用（保険・損害賠償等によって補填された金額を除く。）により算出するものとします。

ア 日常生活を営むために必要な資材に被害を受けた場合は、最低限度の衣料、家具の購入費・修理費等

イ 生産手段（田畑、店舗等）に被害を受けた場合は、長期にわたって収入減を予想される年間金額

※証拠書類として、『被災証明書』又は『盗難届出証明書』を添付して下さい。

世帯の所得等に関する調書に付属する各種証明書類

(1) 収入に関する証明書類

収入の状態		必要書類
①給与を受けている	令和3年1月1日以前から勤務先・雇用形態が同じ場合	所得証明又は所得課税証明書（コピーでも可） ※所得証明や所得課税証明書は、市町によって名称が異なる場合がありますが、市町が発行しているもので、①「直近の所得証明書」、②「収入金額（控除前の金額）」や「所得の内訳」が記載されている所得証明書を満たしているものを取得し、提出して下さい。
	令和3年1月2日以降に就職又は転職した場合	本年の年間収入（見込）金額を証明する書類（就業先の支払見込証明書等）
		直近3ヶ月の支払明細書のコピー等（上記の年間収入（見込）金額の証明が難しい場合）
②自営業をしている	令和3年1月1日以前から業務形態が同じ場合	所得証明又は所得課税証明書（コピーでも可） ※所得証明や所得課税証明書は、市町によって名称が異なる場合がありますが、市町が発行しているもので、①「直近の所得証明書」、②「収入金額（控除前の金額）」や「所得の内訳」が記載されている所得証明書を満たしているものを取得し、提出して下さい。
	令和3年1月2日以降に開業等した場合	帳簿等のコピー（但し、売上、経費、利益が記載され、所得金額が推算できるもの）
③傷病手当金を受給中の場合		直近3ヶ月分の傷病手当金通知書のコピー ※給与の支給も受けている場合は、休職中の年収見込証明書又は給与明細書のコピーも添付する。
④失業給付を受給中の場合		雇用保険受給資格者証のコピー
⑤年金（遺族年金、障害年金含む）を受給中の場合		所得証明又は所得課税証明書（コピーでも可） ※所得証明や所得課税証明書は、市町によって名称が異なる場合がありますが、市町が発行しているもので、①「直近の所得証明書」、②「収入金額（控除前の金額）」や「所得の内訳」が記載されている所得証明書を満たしているものを取得し、提出して下さい。 ※令和3年1月2日以降から受給が始まった場合や、遺族年金、障害年金を受給している場合は年金振込通知書のコピー又は年金額改定通知書のコピーが必要。
⑥生活保護を受給中の場合		生活保護決定（変更）通知書のコピー
⑦児童手当、児童扶養手当を受給している場合		申込時点で受給している金額が記載された支払通知書等のコピー

※所得金額に「0円」の記載がない、何も記載がない等の所得証明書は【給与収入103万円】として扱います。

(2) 特別控除事由に関する証明書類

特別控除事由	必要書類
①障害のある人がいる世帯	障害者手帳等のコピー等
②長期療養者がいる世帯	医療機関等の領収書のコピー
③災害・盗難等の被害を受けた世帯	被災証明書
	盗難届出証明書

社会福祉法人三重県社会福祉協議会保育士修学資金貸付事業実施要綱

（目的）

第1条 この制度は、指定保育士養成施設に在学し、保育士の資格の取得を目指す学生に対し修学資金を貸付け、もってこれらの者の修学を容易にすることにより、質の高い保育士の養成確保に資することを目的とする。

（貸付事業の実施主体）

第2条 保育士修学資金（以下「修学資金」という。）の貸付けは、この実施要綱及び三重県保育士修学資金貸付等事業費補助金交付要領に基づき、社会福祉法人三重県社会福祉協議会（以下「本会」という。）が実施する。

（貸付対象）

第3条 修学資金貸付の対象となる者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の6に基づき都道府県知事の指定する保育士を養成する学校その他の施設（以下「養成施設」という。）に在学する者であって、以下の要件をすべて満たす者とする。

- （1）県内の養成施設に在学している者又は県外の養成施設に在学している者であって原則として三重県内に住民票を有する者。
- （2）県内の従事先施設（別表1のとおりとする。以下同じ。）において、将来保育士として働く意思がある者。
- （3）経済的理由により修学が困難な者。

（貸付期間及び貸付額貸付対象）

第4条 貸付期間は、養成施設に在学する期間とする。ただし、貸付期間は2年間を限度とする。

2 貸付額は、月額50,000円以内とする。

（貸付方法及び利子）

第5条 修学資金は、本会会長（以下「会長」という。）と貸付対象者との契約により貸付けるものとする。

2 利子は、無利子とする。

（連帯保証人）

第6条 修学資金の貸付けを受けようとする者は、連帯保証人を立てなければならないが、修学資金の貸付けを受けようとする者が未成年者である場合には、連帯保証人は法定代理人でなければならない。

ただし、貸付けを受けようとする者が児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設又は自立支援ホームに入所している児童若しくは里親又はファミリーホームに委託中の児童であって、法定代理人を連帯保証人として立てられないやむを得ない事情がある場合、児童養護施設等の施設長（里親委託児童の場合は児童相談所長）の意見書等により、貸付けを行うことで申請者の修業環境の確保が図られる場合には、連帯保証人は法定代理人以外の者でも差し支えない。

2 連帯保証人は、修学資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

(貸付契約の解除及び貸付けの休止)

第7条 会長は、貸付契約の相手方（以下「借受人」という。）が資金貸付けの目的を達成する見込がなくなつたと認められるに至ったときは、その契約を解除するものとする。

(1) 退学したとき。

(2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなつたと認められるとき。

(3) 学業成績が著しく不良になつたと認められるとき。

(4) 死亡したとき。

(5) その他修学資金貸付の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

2 会長は、借受人が休学し又は停学の処分を受けたときは、休学し又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸付けを行わないものとする。

3 会長は、借受人が修学資金の貸付期間中に貸付契約の解除を申し出たときは、その契約を解除するものとする。

(返還の債務の当然免除)

第8条 会長は、借受人が次の各号の一に該当するに至ったときは、修学資金の返還の債務を免除するものとする。

(1) 養成施設を卒業した日から1年以内に保育士登録を行い、県内の従事先施設において児童の保護に従事し、かつ、5年間引き続き当該業務に従事したとき免除するものとする。また、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなすが、当該業務従事期間には算入しない。

ただし、従事する事業所の法人における人事異動等により、修学資金の貸付けを受けた者の意思によらず、県外において当該業務に従事した期間については、当該業務従事期間に算入して差し支えない。

(2) 養成施設を卒業した日から1年以内に保育士登録を行い、国立児童自立支援施設等（国立高度専門医療研究センター又は独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であつて児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27号第2項の委託を受けた施設、肢体不自由児施設「整肢療護園」及び重症心身障害児施設「むらさき愛育園」を含むものとする。）において当該業務に従事する場合は、全国の区域とし、東日本大震災等における被災県（岩手県、宮城県、福島県及び熊本県に限る。以下同じ。）において当該業務に従事する場合は、児童の保護に従事し、かつ、5年間引き続き当該業務に従事したとき免除するものとする。

(3) 養成施設を卒業した日から1年以内に保育士登録を行い、過疎地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項に規定する区域又は同法の規定により過疎地域とみなされる区域をいう。）において当該業務に従事した場合又は中高年離職者（入学時に45歳以上の者であつて、離職して2年以内のものをいう。）が当該業務に従事した場合にあつては、3年間引き続き当該業務に従事したとき免除するものとする。

2 第1項に定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡又は業務に起因

する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

(返還)

第9条 借受人が、次の各号の一に該当する場合（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。）には、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から、あらかじめ三重県と協議のうえ会長が定めた期間（返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とする。）内に、会長が定める金額を月賦又は半年賦の均等払方式等により返還しなければならない。

- (1) 修学資金の貸付契約が解除されたとき。
- (2) 養成施設を卒業した日から1年以内に保育士登録簿に登録しなかったとき。
- (3) 県内において第8条第1項に規定する業務に従事しなかったとき。
- (4) 県内において第8条第1項に規定する業務に従事する意思がなくなったとき。
- (5) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

(返還の債務の履行猶予)

第10条 会長は、借受人が、修学資金の貸付契約を解除された後も引き続き当該養成施設に在学している期間は、修学資金の返還の債務の履行を当然猶予するものとする。

2 会長は、借受人が次の各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続している期間、履行期限の到来していない修学資金の返還の債務の履行を裁量猶予できるものとする。

- (1) 県内において第8条第1項に規定する業務に従事しているとき。
- (2) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。

(返還の債務の裁量免除)

第11条 会長は、借受人が次の各号の一に該当するに至ったときは、貸付けた修学資金（既に返還を受けた金額を除く。）に係る返還の債務を当該各号に定める範囲内において免除できるものとする。

- (1) 死亡又は障害により貸付けを受けた修学資金を返還することができなくなったときは、返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。）の全部又は一部
- (2) 長期間所在不明となっている場合等修学資金を返還させることが困難であると認められる場合であつて、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したときは、返還の債務の額の全部又は一部
- (3) 県内において2年以上第8条第1項に規定する業務に従事したときは、返還の債務の額の一部

2 裁量免除の額は、県内において、第8条第1項に規定する業務に従事した月数を、保育士修学資金の貸付けを受けた月数の2分の5（中高年離職者等については2分の3）に相当する月数で除して得た数値（この数値が1を超えるときは、1とする）を返還の債務の額に乗じて得た額とする。

(延滞利子)

第12条 会長は、借受人が正当な理由がなくて修学資金を返還しなければならない日までに

これを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。

なお、令和2年3月31日以前の期間に対応する返還すべき額の計算については、なお従前の例によることとする。

ただし、当該延滞利子が、払込の請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を債権として調定しないことができる。

(県の財政措置)

第13条 この事業の実施に必要な貸付原資は、三重県の予算の範囲内の補助によるものとする。

(会計経理)

第14条 本会は、この制度の会計経理を明確にしなければならないものとする。

2 貸付金の運用によって生じた運用益及び当該年度の前年度において発生した返還金は、貸付金を管理する会計に繰り入れるものとする。

3 この事業を廃止した場合の返還金の取扱いとして、本会は、その年度以降毎年度その年度において返還された修学資金に相当する金額を三重県に返還するものとする。

(個人情報の取扱い)

第15条 個人情報の取扱いについては、本会で定める「個人情報保護規程」に基づいて取り扱うものとする。

(その他)

第16条 この実施要綱に定めるもののほか、必要な事項については、三重県と本会がその都度協議して決定するものとする。

附 則

この要綱は平成27年4月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は平成28年4月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は平成29年8月1日から施行し、平成29年8月1日から適用する。

附 則

この要綱は令和2年4月2日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は令和3年8月23日から施行し、令和3年8月23日から適用する。

附 則

この要綱は令和4年4月1日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

別表 1

ア	・児童福祉法第6条の2の2に規定する障害児通所支援のうち第2項（児童発達支援）及び第4項（放課後等デイサービス）を行う「児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設」 ・同法第7条に規定する「保育所・助産施設・乳児院・母子生活支援施設・幼保連携型認定こども園・児童厚生施設・児童養護施設・障害児入所施設・児童発達支援センター・情緒障害児短期治療施設・児童自立支援施設・児童家庭支援センター」 ・同法第12条の4に規定する「児童を一時保護する施設」（児童相談所） ・同法第18条の6に規定する「指定保育士養成施設」
イ	・学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する「幼稚園」のうち次に掲げるもの ① 教育時間の終了後等に行う教育活動（預かり保育）を常時実施している施設 ② ウに定める「認定こども園」への移行を予定している施設
ウ	・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する「認定こども園」
エ	・児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する「家庭的保育事業・小規模保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業」であって、同法第34条の15第1項の規定により市町が行うもの及び同条第2項の規定による認可を受けたもの
オ	・児童福祉法第6条の3第13項に規定する「病児保育事業」であって、同法第34条の18第1項の規定による届出を行ったもの
カ	・児童福祉法第6条の3第2項に規定する「放課後児童健全育成事業」であって、同法第34条の8第1項の規定により市町が行うもの及び同条第2項の規定による届出を行ったもの
キ	・児童福祉法第6条の3第7項に規定する「一時預かり事業」であって、同法第34条の12第1項の規定による届出を行ったもの
ク	・子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条第1項第4号に規定する離島その他の地域において特例保育を実施する施設
ケ	・児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって同法第34条の15第2項、第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないもの（認可外保育施設）のうち、次に掲げるもの ① 児童福祉法第59条の2の規定により届出をした施設 ② ①に掲げるもののほか、都道府県等が事業の届出をするものと定めた施設であって、当該届出をした施設 ③ 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第116条に定める事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の助成を受けている施設 ④ 「看護職員確保対策事業等の実施について（平成22年3月24日医政発0324第21号）」に定める病院内保育所運営事業の助成を受けている施設 ⑤ 国、都道府県又は市町が設置する児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は児童福祉法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設
コ	・子ども・子育て支援法第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち、「平成28年度企業主導型保育事業等の実施について」の別紙「平成28年度企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第2の1に定める企業主導型保育事業

社会福祉法人三重県社会福祉協議会保育士修学資金貸付規程

(目的)

第1条 この貸付規程は、社会福祉法人三重県社会福祉協議会保育士修学資金貸付事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、社会福祉法人三重県社会福祉協議会（以下「本会」という。）が実施する保育士修学資金（以下「修学資金」という。）の貸付方法、事務手続等を規定し、修学資金の適正かつ効率的な運営を図ることを目的とする。

(貸付けの申請)

第2条 修学資金の貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、修学資金貸付申請書（第1号様式）に、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の6に基づき都道府県知事の指定する保育士を養成する学校その他の施設（以下「養成施設」という。）の長の推薦状（第2号様式）を添えて、本会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

(連帯保証人)

第3条 申請者は、連帯保証人を立てなければならない。

2 前項の連帯保証人は、成年の者で独立の生計を営む者でなければならない。この場合において、申請者が未成年であるときは、連帯保証人は法定代理人とする。

(誓約書)

第4条 申請者は、第2条の規定による申請をするときは、連帯保証人と連署した誓約書（第3号様式）を会長に提出しなければならない。

(貸付審査)

第5条 会長は、別に定める選考基準により、貸付審査会において、貸付の承認、不承認を決定する。

(貸付の決定)

第6条 会長は、申請者へ修学資金の貸付けを行うこと又は行わないことを決定したときは、その旨を通知する。

(修学資金の交付)

第7条 会長は、前条の規定により修学資金の貸付けを決定した者（以下「借受人」という。）に、当該決定に係る修学資金を交付する。

2 修学資金の交付は、分割の方法により交付するものとする。ただし、特別の事情があるときは、この限りではない。

(貸付けの休止)

第8条 借受人が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月の分までの修学資金の貸付けを行わないものとする。

(返還)

第9条 要綱第9条各号の理由により、返還が生じた場合、借受人は、修学資金返還明細書（第4号様式）を会長に提出しなければならない。

- 2 修学資金の返還方法は、月賦又は半年賦の方法によるものとする。
- 3 返還額の上限は、月賦の場合にあっては5万円、半年賦の場合にあっては30万円とする。
- 4 返還期間は貸付期間の2倍までとする。

(修学資金借用証書)

第10条 借受人は、修学資金の貸付決定通知書を受領後、指定期日までに、修学資金借用証書（第5号様式）と保証書（第10号様式）に連帯保証人の印鑑登録証明書を添えて会長に提出しなければならない。

(免除の申請等)

第11条 要綱第8条の返還債務の当然免除を受けようとする者は、修学資金返還当然免除申請書（第6号様式）に免除を受けようとする理由を証明する書類を添えて会長に提出しなければならない。

- 2 要綱第11条の返還債務の裁量免除を受けようとする者は、修学資金返還裁量免除申請書（第7号様式）に免除を受けようとする理由を証明する書類を添えて会長に提出しなければならない。
- 3 会長は、前項に規定する免除の申請があったときは、当該免除の申請について承認すること又は承認しないことを決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(猶予の申請等)

第12条 要綱第10条第1項の返還の当然猶予を受けようとする者は、修学資金返還当然猶予申請書（第8号様式）に猶予を受けようとする理由を証明する書類を添えて会長に提出しなければならない。

- 2 要綱第10条第2項の返還の裁量猶予を受けようとする者は、修学資金返還裁量猶予申請書（第9号様式）に猶予を受けようとする理由を証明する書類を添えて会長に提出しなければならない。
- 3 会長は、前項の規定による猶予の申請があったときは、当該猶予の申請について承認すること又は承認しないことを決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(届出義務)

第13条 借受人は、次に掲げる事情が生じた場合には、その旨を直ちに会長に届け出なければならない。

- (1) 借受人又は連帯保証人の住所・氏名等の重要な事項に変更があったとき。
 - (2) 借受人が休学し、復学し、転学し、又は退学したとき。
 - (3) 借受人が停学又は退学の懲戒処分を受けたとき。
 - (4) 借受人が留年したとき。
 - (5) 修学資金の借受けを辞退するとき。
- 2 借受人が死亡したときは、その親族又は連帯保証人は、事実を証明する書面を添えてその旨を直ちに会長に届け出なければならない。
 - 3 第1項及び前項による届出は、借り受けた修学資金に係る債務が消滅したときは、この限りでない。

- 4 借受人が、県内において保育士の業務に従事したとき、又は業務従事先を変更したときは、その旨を直ちに会長に届け出なければならない。

(勤務期間の計算)

第14条 修学資金の返還免除額及び猶予期間の算定の基礎となる勤務期間の計算は保育士の業務に従事した日の属する月から業務しなくなった日の前日の属する日までの月数による。

(実施細目)

第15条 この規程に定めるもののほか、修学資金の貸付けに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成28年9月1日から施行する。
- 2 改正後の社会福祉法人三重県社会福祉協議会保育士修学資金貸付規程は、この規程の施行の日以後に修学資金の貸与が決定される者の修学資金について適用し、同日前に修学資金の貸与が決定された者の修学資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成29年8月1日から施行する。
- 2 改正後の社会福祉法人三重県社会福祉協議会保育士修学資金貸付規程は、この規程の施行の日以後に修学資金の貸与が決定される者の修学資金について適用し、同日前に修学資金の貸与が決定された者の修学資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和4年5月1日から施行する。
- 2 改正後の社会福祉法人三重県社会福祉協議会保育士修学資金貸付規程は、この規程の施行の日以後に修学資金の貸与が決定される者の修学資金について適用し、同日前に修学資金の貸与が決定された者の修学資金については、なお従前の例による。

社会福祉法人三重県社会福祉協議会保育士修学資金貸付規程施行細則

(貸与の申請手続)

第1条 社会福祉法人三重県社会福祉協議会保育士修学資金貸付規程（以下「規程」という。）第2条の規定により保育士修学資金（以下「修学資金」という。）の貸付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書面を会長に提出しなければならない。

- (1) 修学資金貸付申請書（第1号様式）
- (2) 誓約書（第3号様式）
- (3) 世帯の所得等に関する調書（第12号様式）
- (4) 世帯の所得等に関する調書に付属する各種証明書類（所得証明等）
- (5) 在学し、又は在校している規程第2条に掲げる養成施設の長の推薦状（第2号様式）
- (6) 個人情報の取扱いに関する同意書（第28号様式）

2 前項の申請書の提出期限については、毎年会長が定める。

(連帯保証人)

第2条 規程第3条第1項の規定により申請者が立てなければならない連帯保証人は、1人とする。

- 2 連帯保証人を変更しようとするときは、保証書（第10号様式）を会長に提出しなければならない。
- 3 連帯保証人の氏名、住所等に変更があったときは、連帯保証人届出事項変更届（第11号様式）を会長に提出しなければならない。

(選考)

第3条 修学資金の貸付けをする者の選考は、第1条の規定により提出された書類の審査により行うものとする。ただし、会長が特に必要と認めるときは、面接による選考を併せて行うことができる。

(貸付方法)

第4条 規程第7条第2項の修学資金の交付は、次の表の期間に掲げる月の分を同表交付月に掲げる月に貸付けするものとする。ただし、会長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

期 間	初年度 [新規]	次年度 [継続]
4月から9月まで	8月	4月
10月から3月まで	10月	10月

- 2 修学資金の交付は、口座振替により行うこととし、修学資金の貸付を決定した者（以下「借受人」という。）は、修学資金振込口座申込・変更申請書（第13号様式）を会長に提出しなければならない。また、振込口座を変更したときは、速やかに修学資金振込口座申込・変更申請書（第13号様式）を会長に提出しなければならない。
- 3 養成施設の長は、年2回、各修学資金交付月の10日までに「貸付決定者在籍状況一覧表（第14号様式）」を会長へ提出するものとする。

(指定業務)

第5条 社会福祉法人三重県社会福祉協議会保育士修学資金貸付事業実施要綱（以下「要綱」という。）第8条第1項に規定する業務とは、従事先施設において児童の保護に従事する業務（以下「指定業務」という。）とする。

(期間の計算)

第6条 要綱第8条に規定する期間を計算する場合においては、保育士として指定業務に従事し始めた日の属する月から、保育士として指定業務に従事しなくなった日の属する月までを算入するものとする。ただし、保育士として指定業務に従事しなくなった月において再び保育士として指定業務に従事し始めたときは、その月を1月として算入するものとする。

(返還債務の当然免除の申請手続)

第7条 要綱第8条の規定による修学資金の返還の債務の当然免除を受けようとする者は、修学資金返還当然免除申請書（第6号様式）に、次に掲げる書面を添えて会長に提出しなければならない。

(1) 保育士の登録を受けた年月日を証するに足りる書面（保育士証の写し等）

(2) 保育士として指定業務に従事した従事先施設の名称及び所在地並びに保育士として指定業務に従事し始めた年月日及び当該従事先施設において保育士として指定業務に従事した期間を証するに足りる書面（指定業務従事期間証明書（第15号様式））

(3) 要綱第8条第2項の規定による修学資金の返還の債務の当然免除を受けようとする場合にあっては、指定業務上の理由により死亡し、又は指定業務に起因する心身の故障のため保育士として指定業務を継続することができなくなったものである旨及びその年月日を証するに足りる書面（死亡診断書の写し又は医師の診断書等）

(返還明細書)

第8条 要綱第9条各号に掲げる理由を生じたことにより修学資金を返還しなければならない者は、その理由が生じた日（要綱第11条の規定による返還の債務の裁量免除を申請した者にあつては、その申請に対する決定の通知を受けた日）から起算して20日以内に、修学資金返還明細書（第4号様式）を会長に提出しなければならない。

(返還の方法)

第9条 修学資金の返還は、月賦又は半年賦の均等返還によるものとする。ただし、繰り上げ返還をすることを妨げない。

(要綱第9条に規定する期間)

第10条 要綱第9条に規定する期間は、修学資金の貸付けを受けた期間（規程第8条の規定により貸付けされなかった修学資金に係る期間を除く。）に相当する2倍の期間とする。

(返還債務の履行猶予の理由)

第11条 要綱第10条第2項第2号のその他やむを得ない事由とは、次に掲げるものとする。

- (1) 大学等(養成施設を除く。)に在学し、又は在校していること。
- (2) 産休又は育児休業等に関する法律(平成3年法律第76号)その他の法律に基づき産前産後休業又は育児休業をしていること。
- (3) その他やむを得ない理由であらかじめ会長が承認したもの。

(返還猶予の申請手続)

第12条 規程第12条の規定による修学資金の返還の債務の履行の猶予を受けようとする者は、規程各項に規定する申請書に、次に掲げる書面を添えて会長に提出しなければならない。

- (1) 要綱第10条第1項の規定による修学資金の返還の債務の履行の当然猶予を受けようとする場合にあっては、当該養成施設に在学し、又は在校している旨を証するに足りる書面
- (2) 要綱第10条第2項第1号の規定による修学資金の返還の債務の履行の裁量猶予を受けようとする場合にあっては、保育士として指定業務に従事している従事先施設の名称及び保育士として指定業務に従事している旨を証するに足りる書面(指定業務従事届(第16号様式))
- (3) 要綱第10条第2項第2号の規定による修学資金の返還の債務の履行の裁量猶予を受けようとする場合にあっては、その理由及び猶予を受けようとする期間を証するに足りる書面(医師の診断書等)

(免除することができる返還債務の額)

第13条 要綱第11条第1項第3号の規定により免除することができる修学資金の返還の債務の額は、保育士として指定業務に従事した期間を修学資金の貸付けを受けた期間(この期間が2年に満たないときは、2年とし、かつ、規程第8条の規定により貸付けされなかった修学資金に係る期間を除く。)の2分の5(免除を受けようとする者が要綱第8条に規定する期間以上引き続いて保育士として指定業務に従事した者又は要綱第8条に規定する過疎地域において指定業務に従事している者並びに中高年離職者である場合にあっては、2分の3)に相当する期間で除して得た数値(この数値が1を超えるときは、1とする。)を修学資金の返還の債務(履行期が到来していないものに限る。)の額に乗じて得た額とする。

(返還債務の裁量免除の申請手続)

第14条 要綱第11条の規定による修学資金の返還の債務の裁量免除を受けようとする者は、修学資金返還裁量免除申請書(第7号様式)に、次に掲げる書面を添えて会長に提出しなければならない。

- (1) 要綱第11条第1項第3号の規定による修学資金の返還の債務の裁量免除を受けようとする場合にあっては、次に掲げる書面
 - イ 保育士の登録を受けた年月日を証するに足りる書面(保育士証の写し等)
 - ロ 保育士として指定業務に従事した従事先施設の名称及び所在地並びに

当該従事先施設において保育士として指定業務に従事した期間を証するに足りる書面（指定業務従事期間証明書（第15号様式））

- (2) 要綱第11条第1項第1号の規定による修学資金の返還の債務の裁量免除を受けようとする場合にあっては、死亡その他やむを得ない理由により修学資金を返還することが困難である旨を証するに足りる書面（死亡診断書の写し又は医師の診断書等）

（提出届け出）

第15条 借受人は、在学中に、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、直ちに次の書面を会長に提出しなければならない。

- (1) 住所又は氏名を変更したとき（住所・氏名変更届（第17号様式））
- (2) 退学又は退校したとき（保育士養成施設退学・退校届（第18号様式））
- (3) 休学し、又は停学の処分を受けたとき（保育士養成施設休学・停学届（第19号様式））
- (4) 留年したとき（保育士養成施設留年届（第20号様式））
- (5) 復学したとき（保育士養成施設復学届（第21号様式））
- (6) 修学資金の貸付けを辞退するとき（修学資金辞退届（第22号様式））

2 借受人は、卒業後、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、直ちに次の書面を会長に提出しなければならない。

- (1) 養成施設を卒業したとき（保育士養成施設卒業届（第23号様式））
- (2) 保育士の登録を受けたとき（保育士登録届（第24号様式））
- (3) 指定業務に従事し、要綱第8条第1項の当然免除又は要綱第11条第1項第3号の裁量免除を受けようとするとき（指定業務従事期間証明書（第15号様式））なお、指定業務従事届（第16号様式）は、免除を受けるまで、毎年4月15日までに会長に提出しなければならない。
- (4) 指定業務に従事することができないが、卒業後1年以内に指定業務に従事する意思があるとき（指定業務従事延期届（第25号様式））
- (5) 災害、疾病、負傷又は細則第11条第1項各号に規定する理由により保育士として指定業務に従事することができないときは、当該理由がなくなり、指定業務に従事し始めたとき、または、指定業務に従事後退職し、再度指定業務に従事し始めたとき（指定業務従事届（第16号様式））
- (6) 指定業務従事施設を退職したとき（指定業務従事施設退職届（第26号様式））
- (7) 前項第1号に掲げる事項に該当するとき（住所・氏名変更届（第17号様式））

3 借受人の親族又は連帯保証人は、借受人が死亡したときは、事実を証明する書面を添えて、直ちに次の書面を会長に提出しなければならない。（借受人死亡届（第27号様式））

（報告）

第16条 養成施設の長は、借受人が在学中に次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、直ちにその旨を会長に報告しなければならない。

- (1) 休学又は停学の処分を行った場合
- (2) 留年の処分を行った場合
- (3) 退学の処分を行った場合

- (4) 借受人が復学した場合
- (5) 借受人が死亡した場合

(雑則)

第17条 この細則に定めるもののほか、修学資金の貸付けに関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この細則は、平成28年9月1日から施行する。
- 2 改正後の社会福祉法人三重県社会福祉協議会保育士修学資金貸付規程施行細則は、この細則の施行の日以後に修学資金の貸与が決定される者の修学資金について適用し、同日前に修学資金の貸与が決定された者の修学資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この細則は、平成29年8月1日から施行する。
- 2 改正後の社会福祉法人三重県社会福祉協議会保育士修学資金貸付規程施行細則は、この細則の施行の日以後に修学資金の貸与が決定される者の修学資金について適用し、同日前に修学資金の貸与が決定された者の修学資金については、なお従前の例による。
ただし、第4条第3項は除く。

附 則

- 1 この細則は、令和4年4月1日から施行する。

修学資金貸付申請書

令和 年 月 日

社会福祉法人

三重県社会福祉協議会 会長 様

※借受人番号			※開始年月	年 月	
養成施設名					
	第 学年	修業年限	年 月	入学年月	年 月
フリガナ					
氏 名	印				
生年月日	年 月 日 生 (歳)				
住所及び 電話番号	〒 - 電話 自宅 携帯				
本人の履歴	学 歴 等				
	年 月 高校卒				
	年 月				
他の貸付金・ 奨学金等の 利用状況	該当する□に✓し、()内のどちらかに○をしてください。 ☐ 生活福祉資金(申請中・利用中)〔名称: ()〕 ☐ 日本学生支援機構(申請中・決定済) ☐ その他 ()				

保育士修学資金の貸付けを次のとおり申請します。

借用希望 期間・金額	修学資金	令和 年 4月から令和 年 3月まで (月額50,000円) か月分 計 円
	合 計	円
卒業後の 希望就職先	第一希望	
	第二希望	

備考1 ※印の欄には、記入しないでください。

推 薦 状

令和 年 月 日

社会福祉法人
三重県社会福祉協議会 会長 様

養成施設の所在地

電話 ()

養成施設の名称

養成施設長の職及び氏名

印

下記の者は、保育士修学資金の貸付けを受ける者として適当であると認められるので推薦いたします。

課 程 名			
学 年	年	修業年限	年 月
フリガナ			
氏 名			
推 薦 理 由			
※下記の項目で該当するものに○を記入してください。			
◎保育士資格取得に向けて熱意を有している			
◎卒業（資格取得）後、県内で5年以上指定施設にて保育士等業務に従事する意思を有している			

誓 約 書

令和 年 月 日

社会福祉法人

三重県社会福祉協議会 会長 様

本 人	養成施設名	
	住 所	〒
	氏 名	年 月 日 生 印

※自署・押印のこと

連帯保証人	住 所	〒
	フリガナ	
	氏 名	印
	電話番号	自宅 携帯
	本人との関係	

※自署・押印のこと

私は、修学資金の貸付けを受けるにつきましては、社会福祉法人三重県社会福祉協議会保育士修学資金貸付規程等を守り、登録後は、細則第 5 条に規定する指定業務に従事することを誓います。

なお、社会福祉法人三重県社会福祉協議会保育士修学資金貸付規程等により、修学資金の返還の債務が生じたときは、返還期限までに確実に返還します。

連帯保証人は、返還の債務を本人と連帯して負担します。

- 備考 1 修学資金の貸付けを受けようとする者が未成年者であるときは、連帯保証人は法定代理人とすること。
- 2 連帯保証人は、原則として三重県内に住所を有し、かつ、一定の資力のある者とすること。
- 3 連帯保証人の印は印鑑登録証明書の印鑑とする。
- 4 本人及び連帯保証人の記入欄は、自署・押印すること。

修学資金返還明細書

令和 年 月 日

社会福祉法人

三重県社会福祉協議会 会長 様

本人 養成施設名

借受人番号
〒

住 所

電話番号 自宅
携帯

氏 名 印

連帯保証人 住 所
〒電話番号 自宅
携帯

氏 名 印

社会福祉法人三重県社会福祉協議会保育士修学資金貸付規程等の規定を守り、貸付けを受けた修学資金を下記の計画に基づき滞りなく返還いたします。

返還総額	円
返還期間	年 月 日 から 年 月 日まで ※ 返還期間は、貸付期間の2倍までとする。
返還方法	☐ 一括の場合 ※返還予定日 令和 年 月 日 ☐ 半年賦の場合 1回 円× 回＝ 円 (端数が生じる場合) 初回・最終回 円 ※返還予定日 (月 日、 月 日、 月 日、 月 日) (月 日、 月 日、 月 日、 月 日) ☐ 月賦の場合 1回 円× 回＝ 円 (端数が生じる場合) 初回・最終回 円 計 円 ※返還予定日 毎月 日
備 考	

- 1 返還方法は、該当する項目に✓を記入すること。
- 2 半年賦、月賦で端数が生じた場合は、初回又は最終回に加算することとし、どちらかを選択して○で囲み、加算した額を記入すること。
- 3 連帯保証人の印は印鑑登録証明書の印鑑とする。

収入印紙

修学資金借用証書

令和 年 月 日

社会福祉法人
三重県社会福祉協議会 会長 様

本 人 養成施設名

借受人番号

〒
住 所

電話番号 自宅
携帯

氏 名 印

年 月 日 生
※自署・押印のこと

〒
連帯保証人 住 所

電話番号 自宅
携帯

氏 名 印

本人との関係
※自署・押印のこと

社会福祉法人三重県社会福祉協議会保育士修学資金貸付規程等
により、下記のとおり修学資金を借用しました。

記

借用期間	年 月 から 年 月までの か月
修学資金	円
合 計	円

備考 1 連帯保証人の印は印鑑登録証明書の印鑑とする。

修学資金返還当然免除申請書

令和 年 月 日

社会福祉法人

三重県社会福祉協議会 会長 様

借受人番号			
養成施設名			
住 所	〒 電話 自宅 携帯		
フリガナ		生 年 月 日	
氏 名	印	年 月 日 (歳)	

社会福祉法人三重県社会福祉協議会保育士修学資金貸付規程等の規定により、修学資金の返還の当然免除を受けたいので、次のとおり申請いたします。

申請理由	1 指定業務に（3年・5年）従事（要綱第8条第1項） 2 業務上の事由により死亡（要綱第8条第2項） 3 業務に起因する心身の故障のため業務を継続できない（要綱第8条第2項）		
理由発生年月日	年 月 日		
保育士資格登録日	年 月 日		
指定業務の 従事状況	期 間	勤務年数	勤 務 先
	年 月から 年 月まで	年 月	名称： 住所：
	年 月から 年 月まで	年 月	名称： 住所：
	年 月から 年 月まで	年 月	名称： 住所：
	計	年 月	
借用期間	年 月から 年 月まで		
借 用 金 額	円		
返還免除申請額	円		

- 備考 1 指定業務に従事した場合は、保育士証の写しを添付すること。
 2 指定業務に従事したことを証する書類として「指定業務従事期間証明書」（第15号様式）を添付すること。
 3 指定業務上の理由により死亡した場合は、死亡診断書等の写しを添付すること。
 4 借受人が死亡した場合の申請者は、親族又は連帯保証人とする。
 5 指定業務に起因する心身の故障の場合は、医師の診断書等を添付すること。
 6 申請理由の欄の該当するものに○を付けてください。

修学資金返還裁量免除申請書

令和 年 月 日

社会福祉法人

三重県社会福祉協議会 会長 様

借受人番号			
養成施設名			
住 所	〒		
フリガナ		電話 自宅 携帯	生 年 月 日
氏 名		年 月 日 (歳)	

社会福祉法人三重県社会福祉協議会保育士修学資金貸付規程等の規定により、修学資金の返還の裁量免除を受けたいので、次のとおり申請いたします。

申請理由	1 死亡により返還できなくなった（要綱第11条第1項第1号） 2 障害のため返還できなくなった（要綱第11条第1項第1号） 3 長期間所在不明となっている（要綱第11条第1項第2号） 4 県内において2年以上指定業務に従事した（要綱第11条第1項第3号）		
理由発生年月日	年 月 日		
保育士 資格登録日	年 月 日		
指定業務の 従事状況	期 間	勤務年数	勤 務 先
	年 月 から 年 月 まで	年 月	名称： 住所：
	年 月 から 年 月 まで	年 月	名称： 住所：
	年 月 から 年 月 まで	年 月	名称： 住所：
	計	年 月	
借用期間	年 月 から 年 月 まで		
借 用 金 額	円		
返還猶予期間	年 月 から 年 月 まで		
返還免除申請額	円		

- 備考1 指定業務に従事した場合は、保育士証の写しを添付すること。
 2 指定業務に従事した場合は、「指定業務従事期間証明書」（第15号様式）を添付すること。
 3 指定業務外上の理由により死亡の場合は、死亡診断書等の写しを添付すること。
 4 借受人が死亡し、又は長期間所在不明の場合の申請者は、親族又は連帯保証人とする。
 5 指定業務外に起因する心身の故障の場合は、医師の診断書等を添付すること。
 6 申請理由の欄の該当するものに○を付けてください。

修学資金返還当然猶予申請書

令和 年 月 日

社会福祉法人

三重県社会福祉協議会 会長 様

借受人番号			
修学生時の 養成施設名	名 称		
	卒業年月日	年 月 日 (卒業・在学中)	
住 所	〒 電話 自宅 携帯		
フリガナ			生 年 月 日
氏 名	印	年 月 日 (歳)	

社会福祉法人三重県社会福祉協議会保育士修学資金貸付規程等の規定により、保育士修学資金の返還の当然猶予を受けたいので、次のとおり申請いたします。

申請理由	契約解除後も当該養成施設に在学中のため (要綱第10条第1項)		
理由発生年月日	令和 年 月 日		
借用期間	年 月から 年 月まで		
借用金額	円		
返還猶予期間	令和 年 月から令和 年 月まで		
返還猶予金額	円		
現在の 在学先	所在地	〒 電話 ()	
	学校名		修業年限

※在学中の養成施設の在学証明書を添付すること。

修学資金返還裁量猶予申請書

令和 年 月 日

社会福祉法人

三重県社会福祉協議会 会長 様

借受人番号			
修学生時の 養成施設名	名 称		
	卒業年月日	年 月 日	
住 所	〒 電話 自宅 携帯		
フリガナ		生 年 月 日	
氏 名	印	年 月 日 (歳)	

社会福祉法人三重県社会福祉協議会保育士等修学資金貸付規程等の規定により、保育士等修学資金の返還の裁量猶予を受けたいので、次のとおり申請いたします。

申請理由	1 県内において保育所等で指定業務に従事しているため (要綱第 10 条第 2 項第 1 号) 2 災害、疾病、負傷のため (要綱第 10 条第 2 項第 2 号) 3 大学等 (養成施設を除く) に在学中のため (要綱第 10 条第 2 項第 2 号・細則第 11 条) 4 産休又は育休中のため (要綱第 10 条第 2 項第 2 号・細則第 11 条) 5 やむを得ない理由であらかじめ会長に承認をもらっているため (要綱第 10 条第 2 項第 2 号・細則第 11 条)
理由発生年月日	令和 年 月 日
借用期間	年 月から 年 月まで
借用金額	円
返還猶予期間	令和 年 月から令和 年 月まで
返還猶予金額	円

- 備考 1 申請理由 1 の場合は指定業務従事届 (第 16 号様式) を添付すること。
 2 申請理由 2 の場合は医師の診断書等証する書面を添付すること。
 3 申請理由 3 の場合は在学証明書を添付すること。
 4 申請理由 4 の場合は産休・育休中であることを証する書面を添付すること。
 5 申請理由の欄の該当するものに○を付けてください。

保 証 書（新規・変更）

令和 年 月 日

社会福祉法人

三重県社会福祉協議会 会長 様

連帯保証人	住 所	〒	
	電 話	自宅 携帯	
	フリガナ		
	氏 名	印	
	借受人との関係		

下記の者が修学資金の貸付けを受けました上は、その連帯保証人となり、社会福祉法人三重県社会福祉協議会保育士修学資金貸付規程等の規定に従い、修学資金の返還の債務を履行することを承諾します。

記

養成施設名

〒

借受人住所

借受人氏名

年 月 日 生

変更理由（保証人変更の場合のみ記入）

（添付書類）

連帯保証人の印鑑登録証明書

- 備考 1 修学資金の貸付けを受けようとする者が未成年者であるときは、連帯保証人は法定代理人とすること。
- 2 連帯保証人は、原則として三重県内に住所を有し、かつ、一定の資力のある者とすること。
- 3 連帯保証人の印は印鑑登録証明書の印鑑とする。
- 4 連帯保証人の変更は、連帯保証人が死亡したとき、破産手続き開始があったとき、あるいは連帯保証人として適当でない理由が生じたときに提出するものである。

連帯保証人届出事項変更届

令和 年 月 日

社会福祉法人

三重県社会福祉協議会 会長 様

本人 借受人番号
住 所
氏 名
年 月 日 生

印

下記の理由により、社会福祉法人三重県社会福祉協議会保育士
修学資金貸付規程に基づく保証人に変更がありましたので、届け
出ます。

記

1 連帯保証人氏名

2 変更内容

区 分	新	旧
フリガナ		
氏 名		
住 所	〒	〒
電 話	自宅 携帯	自宅 携帯

3 変更理由

※この様式においての連帯保証人の氏名の変更とは、連帯保証人を変更する場合ではなく、
結婚等により姓が変更した場合であること。
※電話番号は、住所等により電話番号が変わった場合のみご記入下さい。

世帯の所得等に関する調書

申請者氏名

養成施設名

1 同一生計世帯の家族構成（一人を、AとBの両方に記載しないこと。）

	続柄	氏名	年齢	居住状態	所得状況	収入減額	特別事情	備考
A 「B」を除く家族	本人				※注 各市町の発行 する前年の所得 証明書を添付 してください（18歳未満 を除く）。			
	父			同居・別居				
	母			同居・別居				
				同居・別居				
				同居・別居				
				同居・別居				
				同居・別居				
B 本人以外の就学者	続柄	氏名	就学区分（いずれかに○を記入）			設置別	居住状態	
			小・中・高・高専・専修（高等・専門）・大学			公立・私立	自宅・自宅外	
			小・中・高・高専・専修（高等・専門）・大学			公立・私立	自宅・自宅外	
			小・中・高・高専・専修（高等・専門）・大学			公立・私立	自宅・自宅外	
			小・中・高・高専・専修（高等・専門）・大学			公立・私立	自宅・自宅外	
			小・中・高・高専・専修（高等・専門）・大学			公立・私立	自宅・自宅外	

※この調書の書き方については、「保育士修学資金貸付の手引き及び様式集」の12頁「世帯の所得等に関する調書の記入方法」及び15頁「世帯の所得等に関する調書に付属する各種証明書類」を参照下さい。

※「収入減額」、「特別事情」に該当する場合は、その欄に○をし、次頁の調書その2に理由を記入して下さい。

2 特別控除事由の有無（該当する番号に○をしてから記入して下さい。）

	特別控除事由の項目	備考（確認事項等）
1	母子・父子世帯（記入方法 2(1)）	母子世帯・父子世帯（いずれかに○）
2	就学者のいる世帯	（1のB表に記載、申請者本人は除く。）
3	障害のある人がいる世帯（記入方法 2(2)）	障害の等級等：
4	長期療養者がいる世帯（記入方法 2(3)）	年間所要経費： 円
5	主に家計を支える者が別居している世帯（記入方法 2(4)）	年間所要経費： 円
6	災害・盗難等の被害を受けた世帯（記入方法 2(5)）	支出・減収年額： 円

※各項目に該当するかは、「保育士修学資金貸付の手引き及び様式集」の12頁「世帯の所得等に関する調書の記入方法」及び15頁「世帯の所得等に関する調書に付属する各種証明書類」を参照し確認して下さい。

世帯の所得等に関する調書（その２）

申請者氏名

養成施設名

1 前年と本年の収入に大きな変動がある等の理由（前頁「収入減額」欄に○を記入）

所得変動者：	
本年收入見込額：	円（記入方法 1(8)、(9)のとおり記入して下さい。）
理由：	

※２名以上記載の場合は、同様の項目で記入して下さい。

※本年の年間収入（見込）金額を証明する書類を添付して下さい。

2 父母から支援が得られない等の理由（前頁「特別事情」欄に○を記入）

（父母と生計を別に行っている特別な理由等を具体的に記入して下さい。）	

※確認のため父母の前年所得証明書は必ず添付して下さい。

※在学中の収入手段（アルバイト、貯金、奨学金等）とその金額を明記して下さい。

修学資金振込口座
申込
変更
申請書

令和 年 月 日

社会福祉法人

三重県社会福祉協議会 会長 様

借受人番号			
養成施設名			
申出の事由	1 新規 2 口座の変更 3 その他（ ）		
住 所	〒 - 電話 自宅 携帯		
フリガナ		生 年 月 日	
氏 名	印	年 月 日（ 歳）	

私は、次のとおり修学資金振込口座の（申込・変更）を申し出ます。

振 込 先	金融機関等の名称	（金融機関等の名称）			（支店名称）		
	口座の種類	1：普通預金			2：当座預金		
	口座番号						
（フリガナ）							
口座名義							

※通帳等により正確に記入するようにしてください。
 ※振込口座は借受人名義の口座に限る。
 ※通帳の写し（上記の内容が確認できる箇所）を添付してください。

貸付決定者在籍狀況一覽表

令和年度第()回()月()分

[illegible]

※合計は今回貸付額の合計を記入してください。

上記のとおり相違ないことを証明します。

日 月 年 和 令

養成施設名	施設の長名
（一）東京女子大学	山本 久子
（二）日本女子大学	佐々木 美津子
（三）清泉女子大学	高橋 幸子
（四）聖心女子大学	小宮 正子
（五）同志社女子大学	田中 幸子
（六）フェリス学院大学	佐藤 幸子
（七）共立女子大学	佐藤 幸子
（八）大妻女子大学	佐藤 幸子
（九）武蔵野女子大学	佐藤 幸子
（十）法政大学	佐藤 幸子
（十一）明治大学	佐藤 幸子
（十二）中央大学	佐藤 幸子
（十三）慶応義塾大学	佐藤 幸子
（十四）早稲田大学	佐藤 幸子
（十五）上智大学	佐藤 幸子
（十六）駒澤大学	佐藤 幸子
（十七）金沢大学	佐藤 幸子
（十八）新潟大学	佐藤 幸子
（十九）富山大学	佐藤 幸子
（二十）石川大学	佐藤 幸子
（二十一）福井大学	佐藤 幸子
（二十二）滋賀大学	佐藤 幸子
（二十三）京都府立大学	佐藤 幸子
（二十四）大阪府立大学	佐藤 幸子
（二十五）兵庫県立大学	佐藤 幸子
（二十六）徳島県立大学	佐藤 幸子
（二十七）香川県立大学	佐藤 幸子
（二十八）愛媛県立大学	佐藤 幸子
（二十九）高知県立大学	佐藤 幸子
（三十）福岡県立大学	佐藤 幸子
（三十一）佐賀県立大学	佐藤 幸子
（三十二）熊本県立大学	佐藤 幸子
（三十三）鹿児島県立大学	佐藤 幸子
（三十四）沖縄県立大学	佐藤 幸子

指定業務従事期間証明書

令和 年 月 日

社会福祉法人

三重県社会福祉協議会 会長 様

借受人番号			
修学生時の 養成施設名	名 称		
	卒業年月日	年 月 日	
資格登録年月日			
住 所	〒 - 電話自宅 携帯		
フリガナ		生 年 月 日	
氏 名	印	年 月 日 (歳)	

下記のとおり保育士の業務に従事しました。

業 務 従 事 先	所在地及び 電話番号	〒 - 電話 ()
	施設名又は 所属団体名	
	職 種	
業務従 事期間	年 月 日 から 年 月 日まで (年 月) ※資格取得日以降の日を記入すること	

上記のとおり従事したことを証明いたします。

令和 年 月 日

業務従事先の施設（所属団体）

の長の職及び氏名

印

指定業務従事届（新規・継続）

令和 年 月 日

社会福祉法人

三重県社会福祉協議会 会長 様

借受人番号			
修学生時の 養成施設名	名 称		
	卒業年月日	年 月 日	
資格登録年月日 (未登録の場合は見込みを記入)		年 月 日	
住 所	〒 - 電話自宅 携帯		
フリガナ		生 年 月 日	
氏 名	印	年 月 日 (歳)	

下記のとおり県内の従事先施設（別表 1 のア～コの施設）の業務に従事しましたので届け出ます。

業 務 従 事 先	所在地及び 電話番号	〒 - 電話 ()	
	施設名又は 所属団体名		
	職 種		
	別表 1 の該当する記号 に○を付けてください	ア イ ウ エ オ カ キ ク ケ コ	
採用 年月日	年 月 日		

上記のとおり従事していることを証明いたします。

令和 年 月 日

業務従事先の施設（所属団体）

の長の職及び氏名

印

（注） 4 月 1 日における職種並びに勤務先の名称及び所在地を 4 月 15 日までに届け出ること。

住 所
氏 名
変 更 届

令和 年 月 日

社会福祉法人
三重県社会福祉協議会 会長 様

本 人 借受人番号
養成施設名
住 所
氏 名 印

下記のとおり、変更しましたので、届け出ます。

	新	旧
フリガナ		
氏 名		
住 所	〒 電話 自宅 携帯	〒 電話 自宅 携帯
変更年月日	令和 年 月 日	

保育士養成施設退学・退校届

令和 年 月 日

社会福祉法人

三重県社会福祉協議会 会長 様

本人 借受人番号
住 所

電話番号 自宅
携帯

氏 名 印

社会福祉法人三重県社会福祉協議会保育士修学資金貸付規程
施行細則第 15 条第 1 項第 2 号の規定により届け出ます。

1 退学・退校した養成施設名

2 退学・退校した理由

3 退学・退校年月日 令和 年 月 日

保育士養成施設休学・停学届

令和 年 月 日

社会福祉法人

三重県社会福祉協議会 会長 様

本人 借受人番号
〒

住 所

氏 名 印

年 月 日 生

社会福祉法人三重県社会福祉協議会保育士修学資金貸付規程
施行細則第 15 条第 1 項第 3 号の規定により届け出ます。

1 休学・停学した養成施設名

2 休学・停学した理由

3 休学・停学年月日 令和 年 月 日

保育士養成施設留年届

令和 年 月 日

社会福祉法人

三重県社会福祉協議会 会長 様

本人 借受人番号
〒

住 所

氏 名 印

年 月 日 生

社会福祉法人三重県社会福祉協議会保育士修学資金貸付規程
施行細則第 1 5 条第 1 項第 4 号の規定により届け出ます。

1 留年した養成施設名

2 留年した理由

3 留年期間 令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

(添付書類) 在学証明書

保育士養成施設復学届

令和 年 月 日

社会福祉法人

三重県社会福祉協議会 会長 様

本人 借受人番号
〒

住 所

氏 名

印

年 月 日 生

社会福祉法人三重県社会福祉協議会保育士修学資金貸付規程
施行細則第 1 5 条第 1 項第 5 号の規定により届け出ます。

1 復学した養成施設名

2 復学年月日 令和 年 月 日

(添付書類) 在学証明書

修学資金辞退届

令和 年 月 日

社会福祉法人

三重県社会福祉協議会 会長 様

本 人 借受人番号

養成施設名
〒

住 所

電 話 番 号 自宅
携 帯

氏 名 印

社会福祉法人三重県社会福祉協議会保育士修学資金貸付規程
施行細則第 1 5 条第 1 項第 6 号の規定により届け出ます。

1 辞退の理由

2 辞退年月日 令和 年 月 日

保育士養成施設卒業届

令和 年 月 日

社会福祉法人

三重県社会福祉協議会 会長 様

本 人 借受人番号

〒

住 所

電 話 番 号 自宅
携 帯

氏 名

印

社会福祉法人三重県社会福祉協議会保育士修学資金貸付規程
施行細則第 1 5 条第 2 項第 1 号の規定により届け出ます。

1 卒業した養成施設名

2 卒 業 年 月 日 令和 年 月 日

※卒業証書の写しを添付すること。

保育士登録届

令和 年 月 日

社会福祉法人

三重県社会福祉協議会 会長 様

本 人 借受人番号
〒

住 所

電 話 番 号 自宅
携帯

氏 名 印

社会福祉法人三重県社会福祉協議会保育士修学資金貸付規程
施行細則第 1 5 条第 2 項第 2 号の規定により届け出ます。

記

1 卒業養成施設名

2 卒 業 年 月 日 令和 年 月 日

3 登 録 年 月 日 令和 年 月 日

4 登 録 番 号

※保育士証の写しを添付すること。

指定業務従事延期届

令和 年 月 日

社会福祉法人

三重県社会福祉協議会 会長 様

借受人番号
〒

住 所

氏 名 印

現在、指定業務に従事しておりませんが、卒業後 1 年以内に指定業務に従事する意思がありますので、下記のとおり届け出ます。

延期する期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで		
延期する理由			
修学生時の 養成施設名	名 称		
	卒業年月日	令和 年 月 日	
資格登録年月日	令和 年 月 日		
就業（復業） 予定年月日	令和 年 月 日		

指定業務従事施設退職届

令和 年 月 日

社会福祉法人

三重県社会福祉協議会 会長 様

本 人 借受人番号

修学生時の養成施設名

〒
住 所

電 話 番 号 自宅
携 帯

氏 名 印

社会福祉法人三重県社会福祉協議会保育士修学資金貸付規程
施行細則第 1 5 条第 2 項第 6 号の規定により、指定業務を退職
したことを届け出ます。

1 退職年月日 令和 年 月 日

2 従事していた施設 所在地

施設名

3 業務従事期間 年 月 日から

年 月 日まで

上記のとおり従事したことを証明いたします。

令和 年 月 日

業務従事先の施設（所属団体）

の長の職及び氏名 印

※退職後、1 か月の間に再度指定業務に従事しない場合は、返還対象となります。

借受人死亡届

令和 年 月 日

社会福祉法人

三重県社会福祉協議会 会長 様

届 出 者 氏 名

住 所

電話番号 自宅
携帯

氏 名 印

年 月 日 生

借受人との関係

下記の借受人が死亡しましたので、社会福祉法人三重県社会福祉協議会保育士修学資金貸付規程に基づき届け出ます。

記

1 借受人

借受人番号			
養成施設名			
住 所	〒		
フリガナ		生 年 月 日	
氏 名		年 月 日 (歳)	

2 死亡年月日

(注) 事実を証明する書面を添付すること。

個人情報の取扱いに関する同意書

1 個人情報の利用目的

社会福祉法人三重県社会福祉協議会保育士修学資金等貸付事業（以下、「本事業」という）の円滑な実施のため、貸付・償還（返還）の状況について正確に把握することを目的として個人情報を取得・利用いたします。

2 個人情報の取得

本事業の貸付に際して個人情報を取得する時は、必要な情報のみを、適法かつ適正な方法により取得するものとします。

3 個人情報の利用

本事業において個人情報を利用する場合は、利用目的の範囲内として、本会の本事業担当者により利用することを原則とします。

ただし、事業の目的を達成するために必要な範囲において、貸付審査等運営委員会、県外の都道府県社会福祉協議会、県内外の養成施設、福祉関係機関、その他行政機関等の外部に対して個人情報を提供し、また、個人情報を取得します。

4 個人情報の本事業目的以外への利用および第三者への提供

本事業を通じて収集した個人情報については、本人の同意なく、本事業の目的以外への利用すること、および上記「3 個人情報の利用」において示した外部の提供を除き、第三者へ提供することはいたしません。

ただし、下記の例のような場合には、あらかじめ同意を得ないでお伝えした目的以外への利用、第三者への提供をすることがあります。

- ・弁護士法に基づいた弁護士による照会に回答する場合。
- ・火災・災害など緊急時で、人の生命・身体、財産の保護のために必要がある場合。
- ・税務署からの照会、警察・検察からの捜査協力依頼などで、本人に知らせることでその事務に支障を及ぼすおそれがある場合。

5 個人情報の管理

本事業利用に関わる個人情報については、書面及び情報システムにつながったコンピュータに入力し、個人データとして本事業担当者の管理の下、保管・利用します。個人データについては、常に正確かつ最新の状態に保ち、漏えい・き損のないように努めます。

個人データを管理するコンピュータの保守を委託している業者とは、個人情報の保護について定めた条項を含む契約を結んでいます。

また、償還が完了した貸付にかかわる個人情報については、償還が終了した年度の終了後 10 年が経過した時点で、確実に破棄または削除します。

6 個人情報の本人への開示

本事業において管理する個人データについて、その開示の申し出がされた場合には、本人であることの確認をした上で、申し出をした本人の個人情報について開示します。

ただし、開示によって本人又は第三者の権利利益を害するおそれがある場合や、本会事業の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合などには、開示しません。

私は、個人情報の取扱いについて同意し、暴力団の構成員及び構成員でなくなってから 5 年未満ではないことを宣言します

令和 年 月 日

社会福祉法人三重県社会福祉協議会会長 様

貸付申請者 _____ ㊞ (本人自筆)

連帯保証人 _____ ㊞ (本人自筆)

令和4年度

ホームページでも内容を紹介しています
https://www.fukushihoken.co.jp

全社協 保育所・認定こども園の損害補償

スケールメリットを活かした充実した補償と割安な保険料です。



◆ 加入対象は社会福祉法人等が運営する認可保育所、認定こども園

セットプラン

保険金額	基本セットプラン	天災セットプラン		基本セットプラン	天災セットプラン
身体賠償（1名・1事故）	1億円・7億円	2億円・10億円	賠償事故に対応	死亡保険金	121.2万円 108万円
財物賠償（1事故）	1,000万円	1,000万円		後遺障害保険金	程度に応じて死亡保険金額の4%～100%
受託・管理財物賠償（期間中）	200万円	200万円		入院保険金（1日あたり）	1,700円 1,500円
うち現金支払限度額（期間中）	20万円	20万円		手術保険金	入院中の手術：入院保険金日額の10倍 外来の手術：入院保険金日額の5倍
人格権侵害（期間中）	1,000万円	1,000万円		通院保険金（1日あたり）	1,100円 1,000円
事故対応特別費用（期間中）	500万円	500万円		天災補償	なし あり
被害者対応費用	1名につき 5万円限度 1事故 10万円限度				

個別プラン

プラン1 保育所業務の補償

① 基本補償

- オプション1 ● 地域子育て支援拠点事業等補償
- オプション2 ● 施設の借用不動産賠償事故補償
- オプション3 ● 看護職の賠償責任補償
- オプション4 ● クレーム対応サポート補償

NEW

● オプション5 施設の感染症対応費用補償

- 休業補償から各種対応費用までワイドな安心
① 休業や縮小営業による収益減少はもちろん、収益減少を防止・軽減するための人件費なども補償
② 消毒・清掃費用や自主的なPCR検査費用などの費用を幅広く補償
③ 感染症対応特別費用で定額20万円を早期に受取り

② 個人情報漏えい対応補償

③ 保育所の什器・備品損害補償

新型コロナウイルスを含む特定感染症に対し、新たなオプションが追加されました



プラン2 保育所利用者の補償

- ① 園児の傷害事故補償
- ② 来園者の傷害事故補償
- ③ 園児送迎車搭乗中の傷害事故補償

プラン3 職員等の補償

- ① 職員の労災上乗せ補償
- ② 役職員の傷害事故補償
- ③ 役職員の感染症罹患事故補償
- ④ 雇用慣行賠償補償

プラン4 法人役員等の補償

社会福祉法人役員等の賠償責任補償

● この保険は全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約（賠償責任保険、サイバー保険、学校契約団体傷害保険、普通傷害保険、労働災害総合保険、約定履行費用保険、動産総合保険、費用・利益保険）です。

● このご案内は概要を説明したものです。詳細は「保育所・認定こども園の損害補償」手引またはホームページをご参照ください。●

団体契約者 社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〈引受幹事〉 損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課

TEL：03(3349)5137

受付時間：平日の9:00～17:00（土日・祝日、年末年始を除きます。）

取扱代理店 株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F

TEL：03(3581)4667

受付時間：平日の9:30～17:30（土日・祝日、年末年始を除きます。）

令和4年度

<https://www.fukushihoken.co.jp>

ふくしの保険

検索

日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償

ボランティア活動保険



保険金額・年間保険料（1名あたり） 団体割引20%適用済／過去の損害率による割増引適用

プラン		基本プラン	天災・地震補償プラン	【新設】特定感染症重点プラン
保険金の種類				
ケガの補償	死亡保険金	1,040万円		
	後遺障害保険金	1,040万円(限度額)		
	入院保険金日額	6,500円		
	手術保険金	入院中の手術	65,000円	
		外来の手術	32,500円	
	通院保険金日額		4,000円	
	特定感染症		補償開始日から10日以内は補償対象外(*)	初日から補償
賠償責任の補償	地震・噴火・津波による死傷		×	○
	賠償責任保険金 (対人・対物共通)		5億円(限度額)	
年間保険料		350円	500円	550円

商品パンフレットは
コチラ(ふくしの保険
ホームページ)

*4月1日付で前年度から継続して契約される場合は初日から補償します。

<基本プランに加入される方へ>

基本プランでは、地震・噴火・津波に起因する死傷は補償されません。

◆年度途中でボランティア活動保険に加入する場合には「特定感染症重点プラン」への加入をおすすめします。

例えば、被災地での災害ボランティア活動や当初予定していなかったボランティア活動への参加にあたり、新型コロナウイルス感染症をはじめとした特定感染症への備えとして、特定感染症重点プランに加入いただきますと、より安心してボランティア活動に参加いただけます。

ボランティア行事用保険 (傷害保険、国内旅行傷害保険特約付傷害保険、賠償責任保険)

送迎サービス補償 (傷害保険)

福祉サービス総合補償
(傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険(オプション))

● このご案内は概要を説明したものです。詳細は、「ボランティア活動保険パンフレット」にてご確認ください。●

団体契約者 社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〈引受幹事〉 損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課

TEL: 03 (3349) 5137

受付時間: 平日の9:00~17:00 (土日・祝日、年末年始を除きます。)

この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約です。

取扱代理店 株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F

TEL: 03 (3581) 4667

受付時間: 平日の9:30~17:30 (土日・祝日、年末年始を除きます。)

〒514-8552 三重県津市桜橋 2 丁目 131
社会福祉法人 三重県社会福祉協議会
福祉研修人材部 福祉人材課
三重県保育士・保育所支援センター
TEL:059-227-5160 FAX:059-222-0170

三重県保育士・保育所支援センターのウェブサイト

<https://mienohoiku.jp/>

